

平成30年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
における評価項目及びその評価基準について

1 選考基準

別紙審査用紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

(1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札に係る技術等が入札の公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。

(2) 前項の数値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

3 総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次に規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300点

{	価格点：100点		
	技術点：200点	{	
	創造性、新規性など		100点(評価項目※1)
		価格と同等に評価できる項目	100点(評価項目※2)

(2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に100点を掛けて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times 100 \text{点}$$

(3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達の実施の目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

イ 必須とする項目については、0点となっている項目が1項目でもあれば不合格とし、要求要件以上の部分については、評価に応じ得点を与える。

ウ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

- エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
- オ 創造性又は新規性の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。
- カ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

- (4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

平成30年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業に係る提案書技術審査用紙

採点者氏名 ()

(価格点:技術点=1:2以内、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点(価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点)

II 技術点

評価項目	提案要求事項	得点配分				
		基礎点 (必須)	加点 (任意)	合計		
1. 企画書の記載内容	・仕様書記載の事業内容について、全て提案されているか。	/15点		/15点	※2	
2. 事業実施体制						
事業の遂行のための人員等体制	・事務局の体制として、事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。	/15点		/15点	※2	
組織の経験・能力	・事務局職員が、関係機関と連携を図るための十分な専門的知識を有しているか。		/10点	/10点	※2	
実績	・過去に事業内容と同様の業務を行ったことがあるか。		/10点	/10点	※2	
3. 事業実施内容						
働き方改革推進支援センターの開設	・センターの開設について、仕様書で示している項目を全て網羅しているか。	/10点		/10点	※2	
	・センターの設置場所、開所日時は、利用しやすいような相違工夫がなされているか。		/15点	/15点	※1	
	・センターの場所等について、受託者のホームページにおいて効果的に周知広報を行うことが可能か。		/15点	/15点	※1	
常駐型・派遣型専門家の配置	・常駐型・派遣型専門家の委嘱について、仕様書で示している人数を確実に確保できるか。	/10点		/10点	※2	
	・常駐型・派遣型専門家の専門分野は、事業実施にあたり労務管理等の専門的知識を有しているか。	/10点		/10点	※2	
	・企業訪問による相談支援等について、効果的な支援が実施できる工夫がなされているか。		/20点	/20点	※1	
出張相談会・セミナーの実施	・出張相談会・セミナーの実施について、仕様書で示している項目を全て網羅しているか。	/5点		/5点	※2	
	・出張相談会・セミナーの実施に関し、商工会議所・商工会・中央会等との効果的な協力体制構築に向けた、相違工夫がなされているか。		/15点	/15点	※1	
	・出張相談会・セミナーの実施に関し、その内容及び開催の周知等に、企業を集める工夫がなされているか。		/15点	/15点	※1	
関係機関との連携	・関係機関との連携について、仕様書で示している項目を全て網羅しているか。	/5点		/5点	※2	
	・「よろず支援拠点」、「生産性向上人材育成支援センター」等の関係機関との効果的な協力体制構築に向けた、創意工夫がなされているか。		/10点	/10点	※1	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	<p>・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)</p> <p>1段階目(※1)(認定基準5つのうち1~2つ〇):5点 2段階目(※1)(認定基準5つのうち3~4つ〇):8点 3段階目(認定基準5つ全て〇):10点 行動計画(※2):2点</p> <p>※1:労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと ※2:女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時使用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>・次世代法に基づく認定(ぐるみん認定企業・プラチナぐるみん認定企業)</p> <p>ぐるみん(旧基準)(※3):5点 ぐるみん(新基準)(※4):7点 プラチナぐるみん:9点</p> <p>※3 旧ぐるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。 ※4 新ぐるみん認定マーク(時勢第育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)により限定)。</p> <p>・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)</p> <p>認定を受けている場合:9点</p>			/10点	/10点	※2
その他	・その他、提案内容で創意工夫がなされている等、特筆すべきものがあるか。		/10点	/10点	※1	
合 計		/70点	/130点	/200点		

※1 創造性、新規性等

合計200点

※2 価格と同等に評価できる項目

(注1) 基礎点(必須)項目は最低要件である。1項目でも0点がある場合には、不合格とする。

(注2) 加点(任意)項目は、評価に応じて得点を与える。